

「別府総合庁舎建替事業」実施方針に関する質問及び回答(令和4年8月3日公表)

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
1	1		第1	3				事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の総合庁舎建て替え事業ですが、市民の交流、地域振興、災害時避難等の役割は、全て民間収益事業で対応することになるのでしょうか？</li> <li>・余剰地での民間事業ということは、総合庁舎との建物複合化は無しということでしょうか？</li> </ul>	<p>前段については、地域振興等のため、広場や諸室を設置する必要はありません。周辺環境との調和や、周辺住民等のニーズを踏まえた民間収益事業とすることで、地域振興に資するものと考えます。災害時についての役割は、鶴見岳・伽藍岳火山避難計画に基づく一次集合場所(周辺住民が避難所に移動するまでの集合場所)や災害時に参集する関係機関の車両の駐留場所として、屋外の駐車場等の空きスペースを県に提供する等、可能な限り協力いただくことを想定しています。なお、災害時の空きスペース等の提供以外の役割については、民間収益事業を実施する事業者を含め、必要に応じて県と協議のうえ、別途協定等を締結することとします。</p> <p>後段については、庁舎機能の中にプライバシー配慮等が必要な所属があるため、民間収益事業との建物の複合化は考えていません。</p>
2	2		第1	4	(2)			余剰地活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余剰地活用事業において、災害時避難、交流等を目的とする床面積に対応する敷地について、借地料の減免等の支援はありますでしょうか？</li> </ul>	<p>借地料の減免は行いません。ただし、民間収益事業の駐車場等の空きスペースを県に提供した場合、県が占有した期間に応じて、県は借地料の返還・減額等を行う予定です。</p>
3	2		第1	6	(1)	ア		設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る対価	<p>県は、事業者が実施する設計業務、工事監理業務及び建設業務に要する費用を、契約に予め定めるとおり支払う。とありますが、支払いは竣工一括払いでしょうか。それとも出来高払いでしょうか。</p>	<p>入札公告とあわせて公表します。</p>
4	2		第1	7				事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間の延長、あるいは当初からの拡大設定は可能でしょうか？(借地して、建物投資して、20年で改修して、解体することが困難かと思いましたので質問させていただきました)</li> </ul>	<p>大分県県有財産規則第25条1項2号(ただし書きを除く)のとおり、建物の所有を目的とした場合は30年を上限とします。</p>
5	3		第1	8	(1)			庁舎建替事業	<p>維持管理業務は新庁舎の引き渡し後、15年間と記載されていますが、仮に施設の引き渡し前倒しされた場合においても、維持管理業務期間は引渡し後から15年間で変わらないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
6	5		第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	令和5年の2月の落札者決定から令和5年7月の基本契約、事業契約締結までの期間は約5ヶ月間あり、逆に令和4年9月に入札公告及び説明書配布から令和4年12月中旬の入札書及び提案書提出期限まで約3ヶ月間と、検討する期間が短く、提出スケジュールを延長する等ご検討は可能でしょうか。	ご質問を踏まえ検討します。検討結果については、入札公告とあわせて公表します。
7	5		第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札の公告から入札書及び提案書の提出期限までの期間をもう1~2ヶ月頂ければと考えますが日程の変更を検討して頂けないでしょうか。	ご質問を踏まえ検討します。検討結果については、入札公告とあわせて公表します。
8	6		第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	事業者提案により、施設の引き渡しを前倒しする提案を行う場合、評価点は加点されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。
9	6		第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	施設の引き渡しを前倒しする提案を行う場合、評価点は加点されますでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。
10	8		第2	3	(8)			入札書及び提案書の受付	提案提出後のプレゼン・ヒアリングは必ず行われるとは限らないということでしょうか。 また、プレゼン・ヒアリングを開催する場合に参加できる企業は参加表明を実施した企業以外も参加可能という理解でよろしいでしょうか。(社名を公表しない専門企業も事業に参加するため)	前段については、プレゼン・ヒアリングは実施します。 後段については、プレゼン・ヒアリングに参加できる企業は参加表明を行った企業のみです。
11	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	事業予定者は特別目的会社に出資することとありますが、企業グループに属するすべての企業が出資しなければならないということでしょうか。	「この場合、事業予定者は、特別目的会社に出資すること。」については削除します。 特別目的会社の設立は任意としていますが、設立する場合は、代表企業、建設業務にあたる者、維持管理業務にあたる者、それぞれ主な一社の出資を条件とします。
12	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	SPCを設立する場合における構成企業及び協力企業の違いをご教示ください。構成企業はSPCへの出資が必須であるが、協力企業は必須ではないという理解で宜しいでしょうか。 また、SPCを設立しない場合における構成企業及び協力企業の違いについてもご教示ください。	構成員は入札に参加する企業のことをいいます。 特別目的会社への出資については、No.11の回答をご参照ください。 協力企業については想定していないため、P.8、4(1)及びP.12、4(5)エに記載する「及び協力会社」、P.9、4(2)に記載する「及び協力企業」は削除します。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
13	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	特別目的会社(SPC)を設立した場合、SPCの所在地は事業敷地内としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	事業予定者は、特別目的会社を設立することができると思いますが、設立を提案した事業者には設立を提案しない事業者に比べて評価点が加算されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。 加点することも含め検討していきます。
15	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	事業の安定性を確保するために、SPCの設立を提案した事業者は加点の対象となることを希望します。	No.14の回答をご参照ください。
16	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	「事業予定者」とは代表企業若しくは構成員、どちらを指すのでしょうか。	事業予定者は、構成員を指します。
17	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	「構成員及び協力会社」の定義をご教示ください。	No.12の回答をご参照ください。
18	8		第2	4	(1)			入札参加者の構成等	SPCを設立する場合における構成企業及び協力企業の定義を教えてください。構成企業はSPCへの出資が必須でしょうか。	No.12の回答をご参照ください。
19	9		第2	4	(2)	イ		関係会社の参加制限	1行目「協力企業」の定義をご教示ください。	No.12の回答をご参照ください。
20	9		第2	4	(2)	イ		関係会社の参加制限	入札参加者について、同一資本のグループ企業が本事業に参加していることを確認することは、守秘義務等が発生することから現実的ではないため、同一資本でも資格要件を認めていただけないでしょうか。	P.4,(2)イに記載の内容のとおり、資本関係又は人的関係にない者であることが参加資格要件となります。
21	10		第2	4	(3)	ア		設計業務にあたる者	・グループで応募する場合、民間収益事業についてもaおよびcの規定が適用されますでしょうか？	「民間収益事業を担う事業者の要件として、P.10,4(3)アで示す要件が適用されるか」というご趣旨であれば、適用されません。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
22	10		第2	4	(3)	イ		工事監理業務にあたる者	・グループで応募する場合、民間収益事業についてもaおよびcの規定が適用されますでしょうか？	「民間収益事業を担う事業者の要件として、P.10,4(3)イで示す要件が適用されるか」というご趣旨であれば、適用されません。
23	10		第2	4	(3)	ウ		建設業務にあたる者	・グループで応募する場合、民間収益事業についてもaおよびcの規定が適用されますでしょうか？	「民間収益事業を担う事業者の要件として、P.10,4(3)ウで示す要件が適用されるか」というご趣旨であれば、適用されません。
24	10		第2	4	(3)			入札参加者の業務別の参加資格要件	民間収益事業者の参加要件について、長期事業期間を安定的に運営できる担保として、「一般社団法人日本ショッピングセンター協会」や「ペガサスクラブ」などに所属している企業に限定するといった資格要件の設定は検討されていますでしょうか。	資格要件を設定することは検討していません。
25	11		第2	4	(3)	ウ	b	建設業務にあたる者の実績	3,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事の元請としての請負の実績とありますが、事務所に店舗等の他の用途を含めた場合などで3,000㎡を超える実績の保有でお認め頂けませんか。また公共建築で学校などの実績をお認め頂くなど範囲を広げて頂くことは可能でしょうか。もしくは庁舎で一定規模の改修工事の実績は対象にはなりませんでしょうか。	<p>P.10,4(3)入札参加者の業務別参加資格要件について、以下の資格要件を削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P.10,4(3)アのc.「平成24年4月1日以降に3,000㎡以上の庁舎又は事務所の実施設計業務を請け負い、その他工事が令和4年3月31日までに履行された実績を有すること。(特定設計共同体の設計構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)」</li> <li>・P.10,4(3)イのc.「平成24年4月1日以降に3,000㎡以上の庁舎又は事務所の工事監理業務を請け負い、その工事が令和4年3月31日までに履行された実績を有すること。(特定設計共同体の設計構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)」</li> <li>・P.11,4(3)ウのb.「平成24年4月1日以降に3,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請けとして請け負い、その工事を令和4年3月31日までに履行した実績を有すること。」</li> <li>・P.11,4(3)エのd.「平成24年4月1日以降に、延べ面積3,000㎡以上の庁舎または事務所の維持監理業務について1年以上の実績を有していること。」</li> </ul> <p>また、P11,4(3)ウのc.「建設業法第27条の23の規程に基づく直前の経営事項審査(建築一式工事)に係る総合評定値(P点)が1,000点以上の者であること。」について、総合評定値(P点)が950点以上の者であることに修正します。</p>

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
26	11		第2	4	(3)	ウ	b	建設業務にあたる者の実績	「平成24年4月1日以降に3,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事を元請として請け負い、その工事を令和4年3月31日までに履行した実績を有すること」と記載があります。これは他の入札方式と同様に、請負・着工時期は問わず「平成24年4月1日以降に元請として履行(完成)した3,000㎡以上の庁舎又は事務所の実績(新築工事)」との認識で宜しいでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
27	11		第2	4	(3)	エ		維持管理業務にあたる者	・グループで応募する場合、民間収益事業についてもaおよびdの規定が適用されますでしょうか？	「民間収益事業を担う事業者の要件として、P.10,4(3)エで示す要件が適用されるか」というご趣旨であれば、適用されません。
28	12		第2	5				審査及び選定に関する事項	提案書の審査を実施する審査員について、詳細をご教示ください。	公表について検討します。
29	12		第2	5	(3)			事業者の選定	入札参加者が1グループの場合でも審査が行われる、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	13		第2	8	(2)			契約手続き	基本契約で設計業務委託契約と建設工事請負契約を兼ねることが可能だと思いますが、本事業は別途契約でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設計業務委託契約と建設工事請負契約とは、併せて一つの契約(設計工事請負契約)とすることを想定しております。
31	13		第2	8	(2)			契約手続き	SPCを設立した場合、貴県とSPCが事業契約に係る事業契約書のみを締結し、SPCと構成員、協力企業がそれぞれ業務委託契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。
32	13		第2	8	(2)			契約手続き	事業用定期借地権設定契約の契約先については、事業者がSPCを設立した場合でも、SPC、構成企業、協力企業、若しくは民間収益事業者のいずれかが貴県と締結するという理解でよろしいでしょうか。また、貴県との契約相手先は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。余剰地活用事業を行う主体がSPCとなる場合にはSPCとの間で定期借地権設定契約を締結することとなりますし、そうでない場合(例えば、構成員が主体となる場合)には、県と構成員等との間で契約を締結することとなります。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
33	13		第2	8	(2)			契約手続き	余剰地活用事業に関する契約関係としては、①事業者と貴県との間で定期借地権設定契約が存在するのみであり、②その他に貴県と事業者との間で締結すべき契約はない理解でよろしいでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。
34	15		第4	2	(2)			余剰地活用事業	民間施設用地として事業用定期借地権の設定し、事業者には有償で貸し付けるとありますが、その場合、住居系の提案が不可能となり提案の幅が狭まります。他の借地権設定も可能とする検討をして頂けませんでしょうか。	50年以上の期間を設定できる定期借地権については、対象とする予定はありません。社会情勢等を踏まえ、県として今後の利活用を検討していくため、期間はNo.4の回答のとおり、最大30年の期間とし、事業用定期借地とします。
35	15		第4	2	(2)			余剰地活用事業	・民間収益事業として居住施設を想定していますが、事業用定期借地ではなく、一般定期借地(50年)をご検討いただくことは可能でしょうか？	No.34の回答をご参照ください。
36	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	来庁者、公用車及び職員用の駐車場として270台を確保するようのご指定ですが、駐車場の立体化は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
37	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	来庁者、公用車及び職員用の駐車場と民間収益施設の駐車場の一部を兼ねる提案をさせて頂く事は可能でしょうか。	庁舎用の駐車場と民間収益事業用の駐車場の共用はできません。
38	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	新庁舎施設内の自動販売機の設置は事業者の提案によるもので良いでしょうか。	設置場所等についての提案は可能ですが、実際に自動販売機を設置する場合は、設置事業者に対する貸付の公募及び契約等は、別途県が行うこととなります。
39	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	現庁舎に270台駐車台数がある内、職員、来庁者、公用車用として何台ずつを想定されていますでしょうか。 250台の駐車場を整備する場合、それぞれ何台の駐車場を整備する必要があるか台数の内訳をご教示ください。	現庁舎の駐車台数の内訳は、来庁者用40台、公用車用49台(大型車2台を含む)、職員用駐車場181台です。新庁舎においても、駐車台数は引き続き同じです。250台の駐車場の整備については、新設する車庫棟に含まれない車両の駐車台数であり、車庫棟に駐車する公用車用に20台以上確保する必要があります。(公用車の中には、屋根付きや電源等が必要なものがあるため、新庁舎では車庫棟に20台以上の駐車スペースを確保することを要求水準書に記載する予定です。)

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
40	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	現庁舎270台の駐車場台数の内訳を来庁者用、公用車用、職員用としてそれぞれ何台ずつ想定されているのかお教えてください。また、移転後、250台の駐車場を整備する場合においては、来庁者用、公用車用、職員用それぞれ何台の駐車場を整備する必要があるか台数の内訳をご教示ください。	No.39の回答をご参照ください。
41	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	設計・建設期間中の駐車台数は270台を維持し、新庁舎に移転後は250台以上を満たせばよいという認識でよろしいでしょうか。	新庁舎に移転後も、新設する車庫棟に20台以上、その他駐車場250台程度で、現状の270台を維持する想定です。
42	15		第4	2	(1)			庁舎建替事業	建設期間中において来庁者等のために準備する駐車場については、必ずしも事業敷地内に整備する必要はないと理解してもよろしいでしょうか。	建設期間中において、来庁者及び公用車のための駐車場は事業敷地内とし、職員用駐車場については必ずしも事業敷地内でもよいものとします。ただし、事業敷地外で駐車場を準備する場合は、費用については事業者の負担とします。
43	15		第4	2	(2)			余剰地活用事業	事業用定期借地権設定契約の契約先について、事業者がSPCを設立した場合でも、SPCと貴県との契約は必須ではなく、貴県との契約先については事業者の提案が認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	15		第4	2	(2)			余剰地活用事業	余剰地活用事業について、事業用定期借地権設定契約となっていますが、住居系施設など幅広い提案ができる一般定期借地権設定契約へ変更できないでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
45	15		第4	2	(2)	イ		貸付期間	余剰地の貸付期間は事業用定期借地権設定契約から最大20年間で記載されておりますが、P.3の事業スケジュールには旧庁舎等の解体後、最大20年間となっております。どちらが正しいでしょうか	旧庁舎等の解体後事業用定期借地権設定契約を締結し、そこから最大30年間です。最大20年から30年への変更は、No.4の回答をご確認ください。
46	16		第4	2	(2)	ウ		貸付料	・貸付料の算定根拠とされた不動産鑑定では、どのような収益事業を想定されたでしょうか？、若しくはどの程度の利回りを想定されましたでしょうか？(趣旨は、貸付料の低減をお願いしたい)	不動産鑑定の内容については、公表の予定はありません。また、貸付料の低減は予定していません。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
47	16		第4	2	(2)	ウ		余剰地活用事業	貸付料について参考価格としてお示しいただいている金額よりも高い貸付料を提案できれば加算要素となりますでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。
48	16		第4	3				庁舎の施設機能の概要等	東部保健所の基準面積が1,100㎡と書かれていますが、文書内に「1階にはエントランスの他に東部保健所の諸室を配置することを想定しており、必要面積900㎡程度を見込んでいる」と書かれています。基準面積と200㎡の差異がありますが、残りの200㎡は違う階で想定されているでしょうか。それとも建物外部で想定されているでしょうか。	残りの200㎡は、同じ庁舎施設の2階を想定しています。
49	16		第4	3				庁舎の施設機能の概要等	既存の18棟の解体を実施する施設について、貴県が想定する解体の順番や最後に解体すべき施設などのお考えがあればご教示ください。	解体の順番については、別紙1(現地見学会に配付した資料と同様のもの)をご参照ください。
50	16		第4	3				庁舎の施設機能の概要等	解体が可能な施設において、貴県が想定する解体の順番や最後に解体する必要がある施設等、解体条件のお考えがあればご教示ください。	No.49の回答をご参照ください。
51	16		第4	3				庁舎の施設機能の概要等	エントランスや東部保健所の諸室に必要な面積900㎡は共用部の基準面積2,100㎡に含まれているという認識でよろしいでしょうか。	1階に必要な面積900㎡には、エントランス及び東部保健所の諸室、共用部が含まれます。
52	16		第4	3				庁舎の施設機能の概要等	延床面積とは、建築基準法上の算定面積と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	16		第4	3				庁舎の施設機能の概要等	屋外駐車場について、工事期間中に確保すべき駐車場(公用車、来庁者・職員用)の台数があればご教示ください。	現状どおり270台を維持する必要があります。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
54	17		第4	4				民間収益施設の概要	コロナの影響で民間事業者の出店意欲もコロナ以前の水準まで回復していない状況です。12月の提案書提出時点で具体的な業種やテナント名まで提案することで加点要素となりますでしょうか。	入札公告とあわせて公表します。
55	17		第4	4				民間収益施設の概要	民間収益施設の提案は、提案できない施設に該当しない限り、事業者の裁量に委ねられており、特に制限はないという理解でよろしいでしょうか。ここで、定期借地権設定契約の締結が予定されていることから、建物所有を前提とする事業に限られるように思われるため、念のため確認させて頂く次第です。	ご理解のとおりです。
56	17		第4	4				民間収益施設の概要	余剰地活用事業の実施主体は、SPCの設立の有無を問わず、いずれかの構成企業・協力企業又は、民間収益事業者のみが実施することも認められますでしょうか。例えば、民間収益事業者が余剰地活用事業を実施し、他の構成企業・協力企業は余剰地活用事業に参加しないといった提案も可能でしょうか。	余剰地活用事業について、「民間収益事業を実施する事業者を除く、他の構成員が必ずしも参加する必要はない、という理解でよいか」というご趣旨であれば、ご理解のとおりです。
57	17		第4	4				民間収益施設の概要	事業終了時における民間収益施設については、一定の条件の下で買い取って頂くことはできませんでしょうか。経済的な価値のある施設を撤去することは社会不経済であり、また、積極的な余剰地活用事業を行うためにも貴県による買取りをご検討頂けますでしょうか。	民間収益施設を買い取ることは想定していません。
58	17		第4	4	(2)			避難場所としての利用	県有地を借用して設置した民間収益施設であり、有事の際避難場所となることも理解していますが、一時利用が発生した場合貸付料の減額はして頂けますでしょうか。	災害時において、民間収益事業の駐車場等の空きスペースを県に提供した場合、県が占有した期間に応じて、県は借地料の返還・減額等を行う予定です。
59	17		第4	4	(2)			避難場所としての利用	民間収益施設は必ず一時避難場所として、利用できるものでなくてはならないでしょうか。店舗の場合、一時避難場所としての利用は難しいと考えます。	災害時、民間収益事業を実施する事業者には、鶴見岳・伽藍岳火山避難計画に基づく一次集合場所(周辺住民が避難所に移動するまでの集合場所)や災害時に参集する関係機関の車両の駐留場所として、屋外の駐車場等の空きスペースを県に提供する等、可能な限り協力いただきたいと思います。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
60	20		添付1	1				庁舎建替事業	物価に関して、契約締結後のインフレ・デフレは基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担する。とありますが、現在想定している基準値をご教示ください。	入札公告とあわせて公表します。
61	20		添付1	1				庁舎建替事業	不可抗力に関して、原則県の負担とするが、一定の金額・割合等までは事業者が負担する。とありますが、想定している事業者負担額の考え方をご教示ください。	入札公告とあわせて公表します。
62	20		添付1	1				庁舎建替事業 No23	計画・設計段階の測量・調査について、県が実施した測量・調査をご開示いただけませんか。	県では測量や詳細な調査は実施していないため、実際の測量や調査は設計業務として、事業者を実施していただきます。
63	21		添付1	1				庁舎建替事業 No38	維持管理に係る法令の変更リスクも当該項目に含まれるとの理解で良いでしょうか。	法令の変更リスクについては、実施方針の添付資料1、No8～10に記載のとおりです。
64	21		添付1	1				庁舎建替事業 No45	建物所有者である県が保険などに加入すると思いますが、第三者の過失により事業者がリスク負担する場合は、どのようなことを想定しているのでしょうか。	保険の補償の範囲内で事業者が負担可能な場合を想定しています。
65	22		添付1	2				余剰地活用事業	余剰地活用事業におけるリスク分担に関しても、実施方針20頁(庁舎建替事業)の共通項目に記載の内容が同様に適応されるという理解でよろしいでしょうか。	余剰地活用事業におけるリスク分担については、P.22、添付資料1、2余剰地活用事業に記載の内容のとおりです。
66	22		添付1	2				余剰地活用事業 No9	コロナウイルスのような感染症拡大により一時的な閉店等のリスク負担についてご教示ください。	事業者の負担となります。
67								全体事項(図面)	解体工事に伴い各棟の「既存図(建築・設備・電気)」及び「備品リスト」を開示して頂けないでしょうか。また、「既存外構図」もご開示をお願いいたします。	既存図面については、県で所有するものは入札公告とあわせて公表します。

No.	頁	I	第	1.	(1)	ア	a	項目名	質問	回答
68								その他	<p>現合同庁舎にて、現在勤務されている県の職員数を所属課ごとにご教示ください。</p> <p>また、課ごとに上限の職員数等ありましたらご教示ください。</p> <p>合わせて、新設する合同庁舎に勤務される将来の想定職員数もご教示ください。</p>	<p>現在の職員数は、別紙2(現地見学会に配付した資料と同様のもの)をご参照ください。</p> <p>職員数の上限等は、入札公告とあわせて公表します。</p>